

事務連絡
令和2年3月18日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者の自宅での安静・療養を原則とする対策への移行については、「新型コロナウイルス感染症患者の自宅での安静・療養について」（令和2年3月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、感染症指定医療機関に限らず一般の医療機関においても、感染症病床及び一般病床を含め病床を確保してもなお、「地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合」に行われる対策であり、対策の移行に当たっては厚生労働省に相談の上、関係者の意見を聴取して判断するよう改めてお願いをしたところです。

つきましては、対策の移行が行われるまでは、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）及び「感染症指定医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月13日健感発0213第1号・医政地発0213第1号厚生労働省健康局結核感染症課長ほか連名通知）に基づき、引き続き、入院病床の確保に努めていただきますようお願いいたします。

また、今般、一部の都道府県で新型コロナウイルス感染症の患者が一時的に多く発生し、感染症指定医療機関における入院病床の確保が困難になっている事例が見受けられることを踏まえ、感染症指定医療機関以外の医療機関であっても、例えば新型インフルエンザ協力医療機関など感染対策を行うための体制が整っていると考えられる医療機関については、当該医療機関の状況も踏まえつつ、入院病床の確保に協力をいただけるよう調整の実施について検討をお願いします。

なお、感染症指定医療機関以外の医療機関にも新型コロナウイルス感染症の患者を入院させる場合、患者の状態や医療機関の体制に応じた役割分担が重要であるため、重症者や重症化するおそれが高い者は感染症指定医療機関に優先的に入院させ、無症状病原体保有者や軽症患者は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させるなどの対応につ

いても、併せて検討をお願いします。

また、入院病床の状況及び人工呼吸器等の保有・稼働状況については、「感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の調査報告依頼について」（令和2年3月2日付け事務連絡）において、定期的な御報告をお願いしているところですので、改めて報告のご協力をお願いします。